

平成 17 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針

I. 基本的考え方

平成 16 年 12 月に公表された「金融改革プログラム」においては、金融行政について、「金融システムの安定」重視から「金融システムの活力」重視へと局面（フェーズ）が転換しつつあるとの認識から、金融行政当局の基本的姿勢として、①市場規律の補完、②金融行政の行動規範の確立、③利用者保護ルールの整備・徹底、が求められた。今後はこうした基本的姿勢に則り、利用者満足度の高い金融システムを「民」の力によって実現するよう目指していく必要がある。

地域金融については、「金融改革プログラム」において、地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、地域密着型金融の一層の推進を図ることとされた。この実現のため、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（15 年 3 月公表。以下「旧アクションプログラム」という。）について実績等の評価を行った上で、これを承継するものとして、本年 3 月に 17～18 年度を対象とした「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（以下「新アクションプログラム」という。）を策定・公表したところである。旧アクションプログラムに基づく地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは総じて着実に進捗しているものの、その効果が顕在化するまでに一定の時間を要する取組みが少なくないこと等を踏まえれば、今後とも新アクションプログラムに基づきこうした取組みを継続し、地域密着型金融の一層の推進を図っていく必要があると考えられる。

また、本年 4 月にペイオフ解禁が実施されたことを受けて、金融機関においては市場規律の下でさらに緊張感をもって経営基盤の強化に取り組む必要があるとともに、利用者に対する情報開示を一層充実させていくことが重要となっている。さらに、本年 4 月の個人情報の保護に関する法律等の施行を契機として、多くの金融機関において顧客情報の紛失等の事実が判明したことを踏まえ、顧客情報の保護態勢の確立が求められるほか、偽造キャッシュカードによる被害が大きな問題となったこと等を踏まえ、金融犯罪防止に向けた対策の強化が求められるなど、金融機関における利用者保護の確保の必要性が高まってきている。

このような状況の下、１７事務年度においては、i) 金融機能の安定、ii) 金融サービスの利用者保護、iii) 円滑な金融の確保、といった金融行政の基本的な目的を達成するため、以下の基本的考え方に基づき、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行する。

- ① 金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。
- ② 私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にあること、情報開示による規律付けが主たる行動規範となるべきであることを十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。
- ③ 実効性の高い金融監督を実現するため、検査部局との間で「検査・監督連携会議」や日常的な情報交換等を通じ、十分な意思疎通を確保するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携の強化に努める。

また、中小・地域金融機関（以下「金融機関」という。）を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、特に以下に掲げる事項に重点を置いた適切な監督を行う。

Ⅱ．重点事項

１．地域密着型金融の一層の推進

各金融機関が、新アクションプログラムに基づき、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」、情報開示等の推進とこれによる規律付け、を通じて間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、各金融機関が経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認が得られること、を当局としては期待しているところである。このため各金融機関が策定する個性的な「地域密着型金融推進計画」の進捗状況についてフォローアップを行う。また、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

（１）事業再生・中小企業金融の円滑化

活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業の金融の円滑化を促すため、事業再生や中小企業金融の円滑化を図るために実施する各種の具体的取組み（①事業再生に向けた積極的

な取組み、②担保・保証に過度に依存しない融資の推進等、③人材（「目利き」能力）の育成、等）が着実に実施され、地域密着型金融の一層の推進が図られるように、その取組態勢についての的確にフォローアップする。

（２）経営力の強化

金融機関は、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすために、自らの経営力の強化を図り、経営の健全性に対する預金者等の信頼を確保していくことが必要不可欠である。このため、経営力の強化に向けた各種取組み（①リスク管理態勢の充実、②収益管理態勢の整備と収益力の向上、③ガバナンスの強化、等）が、着実に実施され、地域密着型金融の一層の推進が図られるように、総合的なヒアリング等を通して、その検証を行い、その取組態勢についての的確にフォローアップする。

（３）地域の利用者の利便性向上

各金融機関の地域貢献に関する情報開示については、着実な取組みが見られるところであるが、さらに、①地域の中小企業に対してどのような資金供給が行われているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等がどのように活かされているか、等といった地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を示すことにより、地域の理解を得るとともに、地域の利用者利便の向上に向けた競争を通じ、地域の利用者の満足度を重視した経営を行うことが重要である。このため、地域の利用者の利便性向上に向けた各種取組みについて、その取組態勢を的確にフォローアップする。

2. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

金融サービスの利用者保護の観点から、検査とも連携しつつ、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。また、利用者の満足度の高いサービスが提供されるためには、金融機関において利用者からの意見・苦情等が的確に把握されていることが重要であることを踏まえ、金融機関の自主性を尊重しつつ、適切な対応を行う。

（１）顧客情報の保護態勢の確立

個人情報保護に関する法律等が本年４月から施行されたことを契機に、多くの金融機関において顧客情報の紛失等の事実が判明したことを踏まえ、顧客情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るための管理態勢（顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持出し防止対策、外部からの不正アクセスの防御

等情報管理システムの堅牢化などの対応を含む。)等について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行うとともに、顧客情報の管理態勢について問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

(2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底

昨事務年度に偽造キャッシュカードを使用した犯罪による被害が急増したことを受けて、金融機関は偽造・盗難キャッシュカード問題に対し、より実効性のある犯罪防止策や被害発生後の顧客に対する対応等の速やかな検討が求められた。また、インターネットバンキングにおいて種々の不正取引が発生している。さらに、預金口座の不正利用問題についても、適切な口座管理に引き続き努める必要がある。このような犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、金融機関における金融犯罪防止や預金者の保護に向けた態勢整備の状況等について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行うなど、的確な対応に努める。

(3) 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実

中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点からは、契約条件等について顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要であることから、新アクションプログラムにおいても、顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化について、引き続き金融機関に要請しているところである。さらに、昨年の民法の一部改正により本年4月から根保証契約に関する制度が改正されたことも踏まえ、いわゆる「説明責任ガイドライン」(「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」に関する監督指針)に基づき、金融機関の顧客への説明態勢や相談苦情処理機能の整備状況及び実効性について、「地域密着型金融推進計画」のフォローアップ等を通じて重点的な検証を行う。

(4) システム管理態勢の適切性の確保

金融機関の情報システムが高度化・複雑化しているなかで、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客等に与える影響が大きくなっていることにかんがみ、システム管理態勢について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行う。また、システム障害が発生した場合はもとより、システム管理態勢について問題が認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。さらに、金融機関のシステム統合や新商品・サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合等に向けたスケジュール及びその進捗状況等について、報告徴求等によりの確な把握を行う。

3. リスク管理の高度化等

金融機関による適切なリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得るため、19年3月末から実施予定のバーゼルⅡも踏まえ、各金融機関のリスク管理の高度化等に向けて、本事務年度においても、引き続き、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保

金融機関の健全性の確保に向け、厳格な資産査定及び適切な償却・引当の重要性にかんがみ、正当な理由がないにもかかわらず金融機関の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、引き続き、業務改善命令の発出等を通じ、その是正を促す。また、信用リスク管理の重要性にかんがみ、大口先にかかる与信管理態勢について改善が必要と認められる金融機関については、早期警戒制度（信用リスク改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(2) 市場リスク管理態勢の整備

最近の仕組債等の複雑なリスク特性を有する金融商品への運用状況等を踏まえ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果や経営陣の認識等に係る実態の把握等を通じ、株価、金利等市場の動きにも注視しつつ、金融機関の健全性の確保に努める。このため、有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対しては、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(3) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

金融機関の収益管理態勢の整備状況について、総合的なヒアリング等で重点的にモニタリングする。特に、地域において必要なリスクを取り、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備（信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等）については、各金融機関に対し、積極的に取り組むよう要請したところであるが、その実施状況をオフサイトモニタリング等で適切にフォローアップする。

(以上)